

建設業退職金共済制度取扱要領の一部改正 新旧対照表

新	旧
1 契約担当者は、工事請負契約を締結した場合においては、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の発注者用掛金収納書（証紙貼付方式は別紙1の収納書を別紙2の掛金収納書提出用台紙に貼付、電子 <u>ポイント</u> 方式は別紙3のみ、以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。	1 契約担当者は、工事請負契約を締結した場合においては、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の発注者用掛金収納書（証紙貼付方式は別紙1の収納書を別紙2の掛金収納書提出用台紙に貼付、電子 <u>申請</u> 方式は別紙3のみ、以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。
2 前項の収納書は、工事請負契約締結後、証紙貼付方式においては1か月以内、電子 <u>ポイント</u> 方式においては40日以内に提出させるものとする。ただし、電子 <u>ポイント</u> 方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」（別紙4）が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りでない。	2 前項の収納書は、工事請負契約締結後、証紙貼付方式においては1か月以内、電子 <u>申請</u> 方式においては40日以内に提出させるものとする。ただし、電子 <u>申請</u> 方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」（別紙4）が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りでない。
4 契約担当者は、受注業者から第2項ただし書の申出があった場合、 <u>又は</u> 請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙等を追加購入したときは、当該共済証紙等に係る収納書を工事完成時までに提出させるものとする。 なお、受注業者から第2項ただし書の申出があった場合、 <u>又は</u> 請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙等を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申出させるものとする。	4 契約担当者は、受注業者から第2項ただし書の申出があった場合、 <u>又は</u> 請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙等を追加購入したときは、当該共済証紙等に係る収納書を工事完成時までに提出させるものとする。 なお、受注業者から第2項ただし書の申出があった場合、 <u>又は</u> 請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙等を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申出させるものとする。
9 契約担当者は、工事を発注するための現場説明書又は入札等の機会において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第1項から第7項までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。 (1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙等を購入し、証紙貼付方式においては当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付、電子 <u>ポイント</u> 方式においては、機構に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。	9 契約担当者は、工事を発注するための現場説明書又は入札等の機会において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第1項から第7項までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。 (1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙等を購入し、証紙貼付方式においては当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付、電子 <u>申請</u> 方式においては、機構に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。

(2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙等を併せて購入して証紙貼付方式においては現物により交付し、電子ポイント方式においては退職金ポイントの充当を一括して申請すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙等の購入及び貼付又は掛金充当を促進すべきこと。

(3) 略

(2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙等を併せて購入して証紙貼付方式においては現物により交付し、電子申請方式においては退職金ポイントの充当を一括して申請すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙等の購入及び貼付又は掛金充当を促進すべきこと。

(3) 略

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。